

X 報道と人権

1 はじめに

当連合会は、1987年に開催された第30回人権擁護大会の宣言に基づき、メディア各社の自主的報道被害救済機関、報道評議会の設立実現のため、1989年に人権と報道に関する調査研究委員会（現在は人権擁護委員会人権と報道に関する特別部会）を発足させ、調査研究委員会／特別部会や人権擁護委員会第5部会を中心に、上記目的実現の方策のため、研究と調査を行ってきた。これまでにアメリカ、スウェーデン、オーストラリア、イギリス、アメリカ・カナダ、そして2016年にはドイツにおける報道と人権にかかわる状況を調査した。なお、1999年開催の第42回人権擁護大会においても報道と人権を取り上げている。

当連合会では、取材の自由を含めた表現の自由と、名誉、プライバシー等との関係の調整をいかにして実現していくかという視点のもと、継続的に活動を行ってきたが、以下ではこの間の活動のうち主な内容を記すこととする。

2 新聞社・通信社各社との懇談会

人権擁護委員会第5部会及び人権と報道に関する特別部会所属の委員の出席の下、その時々の人権と報道にかかわる事件や課題及び報道に関連するテーマを取り上げ、新聞社・通信社各社との懇談を概ね年4回行ってきた。懇談の方法は、当初は日弁連側から毎回2テーマについてレポートし、それを題材に双方から意見が交わされる形式であったが、2010年度からは新聞社・通信社側からもレポートをいただく方式に変更した。双方がレポートを担当するという手法は、従前以上の活発な議論、新聞社・通信社側との双方向性のある意見交換に役立ち、好評であった。しかし他方で、新聞社・通信社側の負担増という面もあったため、2014年度からは、原則として日弁連側において、具体的事案を担当した会員に報告をお願いするなど工夫を凝らしたレポートを行う方式に変更した。概ね新聞・通信社からは4社程度、会内からは10～15名程度の出席を得て、活発な議論を行い、持続的に意見交換の場を持ち続

けている。

3 日本民間放送連盟との懇談会

人権擁護委員会第5部会及び人権と報道に関する特別部会所属の委員の出席の下、日本民間放送連盟との間で、その時々の人権と報道にかかわる事件や課題及び報道に関連するテーマを取り上げ、年1回の懇談会を、2018年までに28回にわたり開催してきた。毎年、日本民間放送連盟と事前に打ち合わせを行ってテーマを決定し、懇談会当日には、双方が適宜レポートを行い、その後活発な議論を交わしている。2009年以降の懇談会のテーマは以下のとおりである。

第19回テーマ（2009年2月4日開催）

- (1) 裁判員制度と報道の在り方
- (2) 事件報道と人権をめぐる課題
- (3) その他（「日弁連の提案する国内人権機関の制度要綱」について）

第20回テーマ（2010年2月3日開催）

- (1) 裁判員制度と報道の在り方
- (2) 事件報道と人権をめぐる課題
- (3) その他

第21回テーマ（2011年2月3日開催）

- (1) 裁判員制度とメディアについて
- (2) 検察とメディアについて
- (3) その他

第22回テーマ（2012年2月1日開催）

- (1) 東日本大震災報道（震災津波報道及び原発報道）について
- (2) 裁判員裁判と報道の在り方について
- (3) 秘密保全法制の報道に対する影響について

第23回テーマ（2013年3月22日開催）

- (1) 東日本大震災報道（震災津波報道及び原発報道）について
- (2) 裁判員裁判と報道の在り方について
- (3) 東電OL事件について

第24回テーマ（2014年2月14日開催）

- (1) 東日本大震災報道について
- (2) 特定秘密保護法について
- (3) 裁判員裁判と報道の在り方について

第25回テーマ（2015年2月13日開催）

- (1) 特定秘密保護法について
- (2) 東日本大震災について
- (3) 災害報道について
- (4) その他(自民党から在京のテレビキー局各社に対し衆院選の報道にあたり「公平中立、公正の確保」を求める要望がなされたことについて)

第26回テーマ(2016年3月2日開催)

- (1) 東日本大震災について
- (2) 報道におけるインターネット情報の取扱いについて
- (3) 放送の自主・自律について～政治と放送

第27回テーマ(2017年3月3日開催)

- (1) 東日本大震災について
- (2) 「忘れられる権利」について
- (3) 共謀罪について

第28回テーマ(2018年3月23日開催)

- (1) 事件・事故の被害者に関する報道について
- (2) 東日本大震災について
- (3) その他(「Jアラート」の伝え方について)

4 「人権と報道」ドイツ・メディア調査団

当連合会は、メディア各社の自主的報道被害救済機関、報道評議会の設立実現を提唱してきた。2000年頃には、集団的過熱取材の問題も含め、取材・報道による名誉やプライバシーなどの人権侵害が社会において問題とされ、人権擁護法案等による表現に対する法的規制の是非が論じられるに至り、プレスメディアでは社内の第三者委員会が多数の社で設置された。しかし、それらの制度による人権救済機能が実際に発揮されることは稀で、近時は制度自体を廃止する動きもみられる。この時期に放送メディアにおいて現在の放送倫理・番組向上機構(BPO)が設立され、表現の自由と他の人権との自主的・自律的な調整機関として一定の実績を積み上げていることは、電波資源の有限性というメディアの相違があるとは言え対照的である。

ドイツでは、ドイツ連邦共和国基本法(憲法)において意見表明の自由・知る権利とともにプレスの自由・放送と映画による報道の自由が明文で保障されている(第5条)。また、意見表明の自由、プレスの

自由について、自由で民主的な基本秩序に敵対するためにこれを濫用する者は基本権を喪失すると規定されており(同第18条)、さらに、ドイツ連邦憲法裁判所が着実に活動を重ねてきた。そして、日弁連が長く提唱してきた報道評議会(ドイツプレス評議会/Deutscher Presserat)が、1956年に設立され、以来60年を超えて活動を続けている。

このように日本と異なる法的枠組みと報道評議会の歴史を持つドイツにおいて、人権と報道にかかわるメディア状況について調査を行い、さまざまな視点からの貴重な情報を得ることによって、表現の自由の価値と社会における位置付けについて認識を新たにし、また、名誉やプライバシーなど他の人権との調整のための新たな視点を得られるのではないかと期待し、2016年に以下の日程でドイツ調査を実施した。

9月18日 “負の歴史”をめぐるツアー(ベルリン)

19日 ドイツジャーナリスト協会(DJV)(ベルリン)

ハメル弁護士・ケントミッチ教授(ベルリン)

20日 ドイツ新聞発行者連盟(BDZV)(ベルリン)

プレス評議会(ベルリン)

BILDBlog(ベルリン)

21日 アクセル・シュプリングャー社(BILD編集部/ベルリン)

ベルリン市難民一時居住施設(ベルリン)

22日 フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥング(FAZ)(フランクフルト)

第2ドイツテレビ(ZDF)(マインツ)

23日 ドイツ連邦憲法裁判所(カールスルーエ)

この調査により、表現の自由の価値と社会における位置付けについて認識を新たにし、名誉やプライバシーなど他の人権との調整のための新たな視点を得た。そして当連合会が長年その設立を提唱してきた報道評議会について今後どのような観点から活動を進めていくべきかについて多くの示唆を受けることができた。

なお、ドイツ調査の実施にあたっては在日本ドイツ連邦共和国大使館、東京大学の林香里教授、慶應

義塾大学の鈴木秀美教授及び専修大学の山田健太教授から多大なご支援をいただいた。

この調査の結果をまとめた、日弁連「人権と報道」調査団・ドイツ視察報告書が、2018年2月に、「歴史と向き合う理念の国、ドイツの十日間」と題して会内配布された。

坂井 眞(東京)